公益財団法人日本レスリング協会内規 (協会運営細則)

公益財団法人 日本レスリング協会

(令和3年12月19日)

協会内規

第1条(目的)

この規程は、公益財団法人日本レスリング協会(以下「本協会」という)の 定款第49条の規程に基づき本協会の運営に関して、必要な事項を定めること を目的とする。

第2条 (レスリングの普及・発展施策事業)

レスリングの普及・発展施策とそれに係る事業とは次の事業とする。

- (1) レスリング競技者への競技力向上施策事業
- (2) レスリングの普及振興施策のための交流事業
- (3) レスリングの知識と技術を習得・普及させるための事業及び能力の認定
- (4) レスリングの競技規則・審判規程の研究と審判能力認定
- (5) レスリングの競技用資器材の規格統制と改良
- (6) レスリングに関する調査研究及び刊行物の発行
- (7) その他本協会の目的を達成するための事業

第3条(評議員の定数と届出)

- 1. 評議員は、別紙2「評議員選出区分一覧表」記載の選出区分に基づき、評議員会において選出するものとする。
- 2. 都道府県レスリング協会(以下「県協会」という。)は、別紙1「ブロック区分表」に示すブロックから各1名の評議員候補を、各傘下連盟は、各1名の評議員候補を本協会の評議員会に届け出るものとする。
- 3. 前項に定める評議員候補の届出に際しては、評議員が改選となる年度の6月に実施される定時理事会の1か月前までにブロック会(各ブロックに属する県協会の代表者で構成される会議体をいう。以下同じ。)ないし各参加連盟における理事会またはこれに準ずる会議体を開催の上、評議員候補を決定し、当該評議員候補の推薦理由を付して理事会及び評議員会にこれを届け出るものとする。
- 4. 評議委員会は、当協会の評議員を選出するに際して、多様性の確保を目的として、全評議員数に対して、その25%以上を外部評議員(過去に本協会登録規程に定める登録選手であったことのない者)、その40%以上を女性評議員となるよう努めるものとする。

第4条(役員と定数)

1. 本協会の理事及び監事(以下「役員」という)は、理事会が、別紙3「役員選出区分及び定数」を基準として、役員候補者選考委員会の選考に基づ

- き候補者を選定した上で、評議員会に諮り、定款第23条に基づき評議員 会の決議によって選任するものとする。
- 2. 各ブロック及び傘下各連盟は、別紙3「役員選出区分及び定数」に基づき本協会の理事会に対し役員(理事)候補者を役員候補者委員会に届け出るものとする。
- 3. 前項に定める理事候補の届出に際しては、理事が改選となる年度の6月に 実施される定時理事会の1か月前までにブロック会(各ブロックに属する 県協会の代表者で構成される会議体をいう。以下同じ。)ないし各参加連 盟理事会またはこれに準ずる会議体を開催の上、理事候補を決定し、当該 理事候補の推薦理由を付して役員候補者委員会にこれを届け出るものとす る。
- 4. 理事は、就任時において、その年齢が満70歳未満でなければならない。 ただし、世界レスリング連合(以下「UWW」という。)・アジア連盟等 の国際連盟の理事等及び日本体育協会並びに JOC の役員等である場合に はこの条項を適用しないものとする。
- 5. 理事は、原則として、その在任期間が10年をこえることのないよう5期を越えて理事に在任することができないものとする。ただし、以下の各号の一に該当する場合は、10年を超えて在任することができるものとする。
 - ① 当該理事が世界レスリング連合、アジア連盟等の役職者である場合
 - ② 当該理事の実績等に鑑み、特に重要な国際大会に向けた競技力向上をはじめとした中長期的基本計画等に定める目標を実現する上で当該理事が新たに又は継続して代表理事又は業務執行理事を務めることが不可欠である特別な事情があるとの評価に基づき、理事とし専任される場合
- 6. 役員候補者選考委員会は、当協会の理事を選任するに際して、多様性の確保を目的として、全理事数に対して、その25%以上を外部理事(過去に本協会登録規程に定める登録選手であったことのない者)、その40%以上を女性理事となるよう努めるものとする。

第5条(評議員・役員の補充)

- 1. 評議員・理事に何らかの理由により欠員が生じた場合、当該欠員となった 評議員または理事の選出母体は、代替する評議員候補者また理事候補者を 評議委員会に届け出た上で、新たな評議員または理事を選任するものとす る.
- 2. 前項による評議員・理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

第6条(UWW 理事等の推薦)

本協会の代表として UWW、アジア連盟、日本体育協会、JOCその他団体等の役員を推薦する場合、理事会が候補者を決定し、会長の承認を得た上で、評議員会に諮り選出するものとする。

第7条(名誉会長等の任期)

名誉会長等(名誉会長・名誉副会長・顧問及び参与)の任期は、役員と同様 とし、定款第26条を準用する。

第8条 (傘下団体の加盟と手続き)

県協会及び傘下各団体の加盟及び手続き等は、加盟規程及び登録規程による。

第9条(会員)

本協会に入会し、会員となるための手続きは、登録規程による。

第10条(委員会)

定款第9章の委員会の設置は、次のとおりとする。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務・事業委員会
- (3) 国際交流委員会
- (4) 強化委員会
- (5) 審判委員会
- (6) 指導者育成委員会
- (7) 段位審査委員会
- (8) 組織普及委員会
- (9) 広報委員会
- (10) スポーツ医科学委員会
- (11) スポーツ環境委員会
- (12) アスリート委員会
- (13) 倫理委員会
- (14) 国体委員会
- (15) 情報戦略委員会
- (16) アンチ・ドーピング委員会

第11条 (専門委員会の増減と規約)

専門委員会の設置の増減は、役員会・理事会に諮り決する。また、その規約

は、定款に規程するものを除き、理事会に諮り決する。

第12条 (専門委員長会議)

- 1. 専門委員長は、専門委員長会議を組織し、評議員会・理事会で決議した事項にもとづき各専門委員会の実施計画を審議し、各担当の専門委員会にそれらの計画を実施させる。
- 2. 専門委員長会議は、専務理事が適時必要に応じて、招集するほか会長の要請により招集する。
- 3. 専門委員長会議は、専務理事が議長となり、その事項は、出席した専門委員長全員により決し、それらの事項は全て理事会に報告する。

第13条(登録費)

毎年度の登録費として、県協会及び傘下連盟は加盟費を、個人会員(名誉会員、一般会員、賛助会員)は会費を、毎年度はじめ本協会に納入しなければならない。登録費の納入に関する詳細は、登録規程によるものとする。

第14条(役員等登録費)

評議員、理事、監事は毎年度の役員等登録費をその年度はじめに本協会に納入しなければならない。役員等登録費の細部は、登録規程による但し、外部評議員及び外部理事については本条を適用しないものとする。

第15条(協会旗)

本協会の協会旗は、別紙4「協会旗規格基準」のとおりとする。

第16条(罰則)

- 1. 本協会の会員、所属する県協会、傘下団体等が本協会の目的に相反する行為を行った場合は、あるいは本協会の規程に違反した場合は、会員及び県協会並びに傘下団体等は、それぞれこの本協会に対する資格を停止し、又は取り消す。
- 2. 2年以上続けて登録費を本協会に納入しない県協会及び傘下団体等並びに 評議員、理事は、理事会に諮るとともに評議員会に諮り、原則として本協 会に対し、その権利を停止し、或いはその資格を取り消す。

附 則

1. 本規程は、公益財団法人の設立の登記のあった日(平成25年4月1日)

から施行する。

附 則

- 1. 本規程は、平成26年4月1日から一部改正し、施行する。 附 則
- 1. 本規定は、平成31年6月23日から一部改正し、施行する。 附 則
- 1. 本規定は、令和2年12月20日から一部改正し、施行する。 附 則
- 1. 本規定は, 令和3年3月12日から一部改正し、施行する。 (第10条1項)

附則

1. 本規程は、令和3年6月10日から一部改正し、施行する。 (第3条3項、第4条3項・4項、別紙2、別紙3)

附則

1. 本規程は、令和3年10月1日から一部改正し、施行する。 (第10条)

附則

1. 本規程は、令和3年12月19日から一部改正し、施行する。 (第10条)

別紙1

ブロック区分表

ブロック名称	ブロック内都道府県名		
北海道ブロック	北海道		
東北ブロック	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県		
北信越ブロック	新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県		
関東ブロック	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山		
	梨県		
東京ブロック	東京都		
東海ブロック	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県		
近畿ブロック	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県		
中国ブロック	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県		
四国ブロック	徳島県、香川県、愛媛県、高知県		
九州ブロック	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県		

別紙2

評議員選出区分一覧表

区分	定数	内訳
ブロック評議員	10名	北海道、東北、北信越、 関東、東京、東海、近畿、 中国、四国、九州 の各ブロックから1名
連盟評議員	8名	日本社会人レスリング連盟 全日本学生レスリング連盟 全国高校体育連盟レスリング専門部 全国中学生レスリング連盟 全国少年少女レスリング連盟 全日本女子レスリング連盟 全日本マスターズレスリング連盟 日本格闘競技連盟 の各連盟から1名
外部評議員 (学識経験者を含む)	3名以上	過去に過去に本協会登録規程に定め る登録選手であったことのない者
一般選出評議員	0~4名	選出区分によることなく理事会の 推薦によって選出される者
計	21名~25名	

役員選出区分及び定数

区分	定数	内訳
ブロック理事	7名 (各ブロック合宿単 位等から1名)	北海道・東北ブロック 関東ブロック 東京ブロック 東海・北信越ブロック 近畿ブロック 中国・四国ブロック 九州・沖縄ブロック
連盟理事	8名 (各連盟から1名)	日本社会人レスリング連盟 全日本学生レスリング連盟 全国高校体育連盟レスリング専門部 全国中学生レスリング連盟 全国少年少女レスリング連盟 全日本女子レスリング連盟 全日本マスターズレスリング連盟 日本格闘競技連盟
外 部 理 事 (学識経験者を含む)	3名以上	過去に本協会登録規程に定める登録選手であったことのない者
選考委員会推薦理事	6名~11名	選出区分によることなく役員選考 委員会の推薦によって選出される 理事
理事計	2 4 名以上 2 9 名以 内	
監事	2名	選出区分によることなく理事会の 推薦によって選出される理事
役員計	26名~31名	